

27. (Gno.78) アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究

代表：伊藤 壽英

2017/02/15 (承認) 2017 年度 (開始)

【研究の目的】

グローバル化の進展に従い、アジア市場はますます経済的繁栄の中心となってきている。しかしながら、その法文化の多様性により、取引社会・識者・実務家の多くは、取引費用の増加をもたらし、市場経済の発展を阻害しうるとの危惧を表している。そこで、本研究は、アジアにおける法文化の多様性を理解し、さらに商取引における法の支配の確立のために、ありうべき法統一をどのように考えるかについて検討を進めることとする。